

特別養護老人ホームあづみの里裁判

控訴審で無罪を求める要請書



2013年12月特別養護老人ホームの食堂で、おやつのドーナツを食べていた入所者のKさんがぐったりして意識を失っているところを介護職員が発見。Kさんはその1ヶ月後、意識が戻らないまま2014年1月に亡くなられました。

2014年12月、検察は配膳・食事介助にあたった准看護師に対し、注意義務を怠り死亡させたとして「業務上過失致死」で在宅起訴しました。この裁判において2019年3月25日、長野地方裁判所松本支部（野澤晃一裁判長）は、検察の求刑通り罰金20万円の有罪判決を言い渡しました。きわめて不当な判決で、到底受け入れられるものではありません。被告人と弁護団は東京高等裁判所に即日控訴しました。

判決は、死因をドーナツによる窒息と断定し、Kさんに対する注視義務違反は退けたものの、おやつ形態確認義務を怠ってドーナツを配膳したことを過失としました。しかし、死因をドーナツとしたことも、またドーナツを、窒息を生じさせる危険な物質としたことも、客観的事実、医学的事実の裏付けのない決めつけです。

地元紙は判決翌日の社説で「どの施設でも起こり得る事故が職員個々の刑事罰につながれば、関係者は萎縮し、ただでさえ足りない介護の担い手の確保が一層困難になりかねない。」と書きました。全国各地からも「この判決はひどい」「これでは恐ろしくて介護が続けられない」「人員不足に拍車がかかる」「人生の最後まで生きがいをもって好きなものを食べてもらいたいが制限せざるをえなくなる」という声が上がっています。判決を受けておやつの提供を中止した施設も実際に出てきています。施設で何か起きた時に、たまたまおやつを配り、隣にいた職員が刑事罰を受けてしまっていいのでしょうか。

この裁判は、わが国の介護の未来がかかった重大な裁判になっています。第1審判決が確定するようなことがあれば、ますます介護の現場は萎縮し、尊厳ある介護は困難になるでしょう。

貴裁判所におかれましては、証拠と事実を慎重に検討された上で、無罪判決を出されるよう要請します。

名 前	住 所

※お預かりした個人情報は、本件以外の目的には使用いたしません。